

## 技能労務職の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 23 年 3 月

綾 川 町

### 1 現状

(1) 技能職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成 22 年 4 月 1 日現在)

(普通会計分)

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額(A)	平均給与月額
綾川町 全技能職員	55.6 歳	15 人	311,700 円	315,040 円
うち清掃職員	*	1 人	*	*
うち学校給食員	54.6 歳	5 人	308,100 円	308,100 円
その他	55.4 歳	9 人	310,400 円	313,800 円
香川県	50.2 歳	168 人	345,688 円	360,914 円
国	49.3 歳	3,955 人	284,514 円	322,291 円

- 注) 1 「平均給料月額」とは、平成 22 年 4 月 1 日現在における職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当等の諸手当を含めたもので、国家公務員公表内容と同様のベースで計算したものである。  
 3 「その他」職員は、保育所給食員、火葬事業管理員のことである。  
 4 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が 2 人以下の場合は、個人情報が特定される項目を\*としている。

(2) 民間従業員の平均年齢、平均給料月額の状況(平成 22 年 4 月 1 日現在)

区 分	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給料月額(B)	【参考】 A/B
全技能職員	-	-	-	-
うち清掃職員	廃棄物処理業従業員	44.6 歳	294,000 円	*
うち学校給食員	調理員	45.9 歳	223,500 円	1.37
その他	-	-	-	-

- 注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されている香川県民間賃金のデータを使用している。(19 年～H21 年の 3 年平均)  
 2 技能職種と民間職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではない。

(3) 技能労務職員の年齢別構成の状況(平成 22 年 4 月 1 日現在)

(普通会計分)

区 分	20 歳 未 満	20 歳 ～ 24 歳	25 歳 ～ 29 歳	30 歳 ～ 34 歳	35 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 44 歳	45 歳 ～ 49 歳	50 歳 ～ 54 歳	55 歳 ～ 59 歳	60 歳 以上	合計
全技能職員							3	3	7	2	15
うち清掃職員										1	1
うち学校給食員							1	1	3		5
その他							2	2	4	1	9

(4) その他給与に関する事項

- ① 給料表 … 職務の級を 1 級から 3 級までに限定した「技能職給料表」を適用している。
- ② 手 当 … 通勤手当・住居手当・扶養手当・時間外手当・特殊勤務手当(※1)・期末勤勉手当

※1 特殊勤務手当の内訳

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
斎苑業務手当	火葬事業管理員	火葬業務に従事した職員	月額 6,000 円
じんかい業務手当	清掃職員	直接ゴミの収集及び運搬に従事した場合	月額 6,000 円

2 これまでの取組状況

(1) これまでの取組状況の主なもの

- ① 給料表の切替【平成 18 年 10 月～】  
給与構造の見直しによる給料表の切替を実施し、給料表を 5 級制から 3 級制に改定し給与水準の引下げを行った。
- ② 60 歳定年の実施【平成 18 年 3 月～】  
従来、技能労務職員の定年は 63 歳であったが段階的に 60 歳に引き下げる。(平成 22 年度未完了)
- ③ 57 歳昇給抑制の実施【平成 18 年 10 月～】

3 今後の具体的な取組内容

綾川町行政改革大綱の基本方針に基づき取組むものとする。具体的には(1)民間委託(アウトソーシング)・指定管理者制度の導入、(2)保育所の統廃合、(3)定員管理の適正化等による行政改革を行うことにより技能労務職員の見直しを実施する。

(1) 民間委託(アウトソーシング)・指定管理者制度の導入による人員の適正化

塵埃収集業務については、既に部分的に業務委託を実施してきたところであるが、平成 23 年度から全ての収集業務を委託に切り替える。

斎苑業務については、施設管理等は平成 24 年度から、マイクロバスによる送迎を廃止し、火葬場の管理業務及び霊柩車の運転業務について指定管理者制度の導入を目指す。

また、学校給食業務については、当面は直営とするが引き続き直営か委託かの検討をしていく必要があり充分精査をして対応する中で給食員の新規採用を中止し、当面は臨時職員で対応する。

(2) 保育所の統廃合による人員の適正化

少子化社会を迎え、幼保一元化も踏まえた町内保育所の統廃合を今後検討する中で、給食員・用務員の新規採用を中止し当面は臨時職員で対応する。

(3) 定員管理の適正化

上記(1)(2)による事務・事業の整理、組織の合理化を実施することに伴い技能労務職員数の抑制を図る。

(4) 給与の適正化

当分の間は、現行の給与制度を継続していくことを基本としながらも今後、給与の適正化について検討を進める。